

# 治療用装具に係る療養費の 不適切な請求事案について

# 1. 治療用装具の療養費・手続きの概要

## 治療用装具に係る療養費の概要

○ 医療保険において、保険医が疾病又は負傷の治療上必要であると認めて患者に装具を装着させた場合に、患者が支払った装具購入に要した費用について、保険者はその費用の限度内で療養費の支給を行うこととなっている。

➤ 支給の対象となるもの…疾病又は負傷の治療遂行上必要なもの

例:義肢(義手・義足)、義眼(眼球摘出後眼窩保護のため装着した場合)、コルセット、関節用装具 等

➤ 支給の対象とならないもの…日常生活や職業上の必要性によるもの、美容の目的で使用されるもの

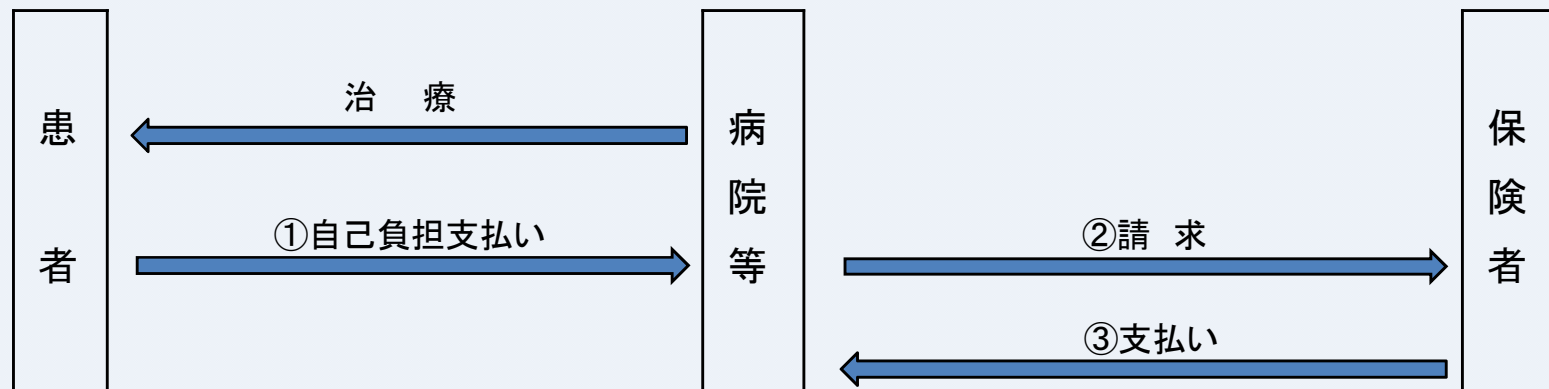
例:眼鏡(小児弱視等の治療用眼鏡等は除く。)、補聴器、人工肛門受便器 等

○ 治療用装具療養費の支給額の基準は、「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(H18.厚生労働省告示528号)別表1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとなっている。

○ この「購入基準」は、支給額を算定する場合の基準であって、支給対象装具の範囲までも示したものではない。(「購入基準」の補装具はオーダーメイドが対象であり、療養費支給の対象となる治療用装具は、オーダーメイドで製作されたものが基本であるが、既製品であっても保険者判断により療養費を支給することが可能である。また、別途通知で定めるもの(四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等)も存在する。)

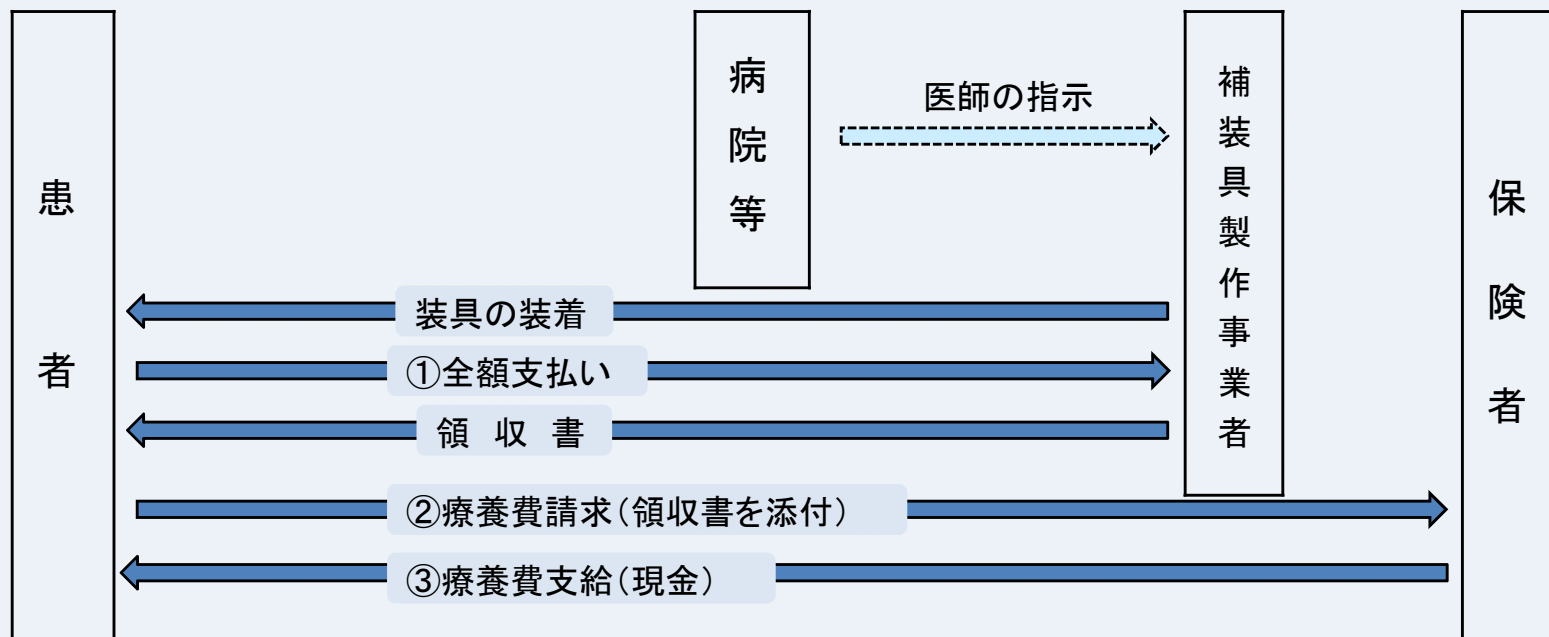
# 保険給付の支給の仕組み

## 1. 保険医療機関等の療養の給付



## 2. 治療用装具の療養費払い（償還払い）

➤ 疾病又は負傷の治療のために、医師の指示により治療用装具を装着した場合



# 治療用装具に係る療養費の手続きの概要①

## 【関係する法律】

○義肢装具士法(昭和62年法律第61号)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者をいう。

○健康保険法(大正11年法律第70号)

(療養費)

第八十七条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2～3 (略)

## 治療用装具に係る療養費の手続きの概要②

### 【関係する法令】

○健康保険法（大正11年法律第70号）

（文書の提出等）

第五十九条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第二百一十一条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

○保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）

（証明書等の交付）

第六条 保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く施術に係るものに限る。）、法第九十九条第一項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第一百零二条第一項の規定による出産手当金又は法第一百四十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

## 治療用装具に係る療養費の手続きの概要③

### 【支給申請手続きに関する法令・通知】

○健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)

(療養費の支給の申請)

第六十六条 法第八十七条第一項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

- 一 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた者の氏名及び生年月日
- 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日並びに傷病の経過
- 四 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地又は氏名及び住所
- 五 診療又は調剤に従事した医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名
- 六 診療、薬剤の支給又は手当の内容及び期間並びにその診療、薬剤の支給又は手当が食事療養、生活療養、評価療養、患者申出療養又は選定療養を含むものであるときは、その旨
- 七 療養に要した費用の額
- 八 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由
- 九 疾病又は負傷が第三者の行為によるものであるときは、その事実並びに第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)

2 前項の申請書には、同項第七号に掲げる費用の額を証する書類を添付しなければならない。

3~4 (略)

○治療用装具の療養費支給基準について(昭62. 2. 25 保険発6)

(前略)なお、療養費支給申請書には、療養担当に当たる保険医の処方{ア基本工作法、イ製作要素、ウ完成要素の区分、名称、型式(療養担当者が特に必要と認めた場合は、使用部品番号の記入)}に必要な処方明細を添付させるとともに、これに基づく料金明細を添付させるなどして療養費の支給に当たっての適正に努められたいこと。

# 治療用装具に係る療養費の手続きの概要④

## 【支給申請手続きに関する協会けんぽの例】

### ○提出書類

#### 健康保険療養費支給申請書

(記載事項)

- ・被保険者証の記号番号
- ・被保険者の生年月日、氏名、住所、電話番号、振込先口座情報
- ・受診者の氏名、生年月日
- ・傷病名、発病または負傷年月日、発病の原因および経過  
(ケガの場合、負傷原因届を併せて提出)
- ・診療を受けた医療機関等の名称、所在地
- ・診療した医師等の氏名
- ・診療を受けた期間、入院していた場合はその期間
- ・装具等の装着について指示を受けた日
- ・療養に要した費用の額
- ・診療の内容

### ○添付書類

#### ①医師の「意見および装具装着証明書」等

- ・付属している「意見および装具装着証明書」に医師から記入・証明を受けるか、医療機関等が発行した「医師の意見書(同意書・証明書)および装具装着証明書」を添付

#### ②領収書

- ・装具や眼鏡等の名称、種類および内訳別の費用額が記載された領収書の原本

※支給申請書の様式(2ページ目)

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 2 ページ  
被保険者証記入用

被保険者証番号

1 受診者  1. 被保険者 2. 家族(治療用装具)

①-① 受診の場所はそこの方の 氏名 生年月日  明細  不詳 年 月 日

2 傷病名 ③ 診療開始日 年 月 日 年 月 日

④ 発病の原因および経過 (ケガの場合は併せて提出)  1. 病歴  
2. ケガ → 負傷原因届を併せてご提出ください。

⑤ 診療を受けた医療機関等の

名称	所在地	診療した医師等の氏名

⑥ 診療を受けた期間

〔年〕	〔月〕	〔日〕	から	〔年〕	〔月〕	〔日〕	まで	日数	日

上記の期間に ⑥-① 入院していた場合は、その期間

〔年〕	〔月〕	〔日〕	から	〔年〕	〔月〕	〔日〕	まで	日数	日

⑦ 装具等の装着について指示を受けた日

〔年〕	〔月〕	〔日〕

⑧ 療養に要した費用の額

円

⑨ 診療の内容

⑩ 療養費の支給申請の理由 ⑤ 5. 治療用装具を付したため

661218

全国健康保険協会 協会けんぽ 2/2

# 治療用装具に係る療養費の手続きの概要⑤

※添付書類①「意見および装具装着証明書」の協会けんぽの様式

※添付書類②「領収書」の例

**治療用装具用**

医師が証明する欄

**意見および装具装着証明書**

患者氏名	生年月日 <small>(該当する元号にの)</small>	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日 生 歳
医療機関名	入院外来の別 <small>(該当する方に〇)</small>		<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 外来

上記医療機関の治療のため 平成 年 月 日に

\_\_\_\_\_ の装着の必要を認め

平成 年 月 日に装着した。

以上説明いたします。

平成 年 月 日

医療機関の所在地

医療機関の名称

医療機関の電話番号

医師の氏名

**領 収 証**

1129年3月13日 No. 008686

[Redacted] 殿

百	+	万	千	百	+	円
		4	5	4	8	3

但 両股装具C軟性代金

基本価格	A-1 75寸	7,700x2
大腿支持部	B-1カフバンド	7,550x2
下腿支持部	B-1カフバンド	6,450x2
4.8%加算分		2,083

上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

株式会社 [Redacted]  
代表取締役 [Redacted]

担当者 [Redacted]

## 2. 不正事案についての調査結果

## 治療用装具に関する新聞報道(平成29年8月20日)の概要

- 病気の治療で使う装具の作製費をめぐり、全国で健康保険組合に不正請求が相次いでおり、以下のような不正事例が相次いで発覚した。
  - (1) 装具業者が首を固定する装具を装って安眠枕を作製していた事例
  - (2) 靴店が健康保険でオーダーメイド靴を安く作れると宣伝し、治療用装具を装い、不正に靴を作っていた事例
  - (3) 治療用装具の療養費は、作製1回につき1足分しか保険請求できないが、2足の靴型装具を販売し、1足分と装った領収書を出していた事例(この業者だけで過去8年間で約1億1700万円分が水増し請求)
  - (4) 治療用装具として足首のサポーターの購入費が請求されたが、現物を調べると同じサポーターがインターネットで販売されており、保険者への請求額もネット価格より2倍高い額であった事例
- 治療用装具の療養費の請求には医師の証明書類が必要であるが、中には医師が不正に加担しているケースもあった。療養費の申請にあたっては、病名・装具名を書いた医師の証明書や業者の領収書が必要だが、装具の現物や写真を示す義務がないため、不正な請求であっても保険者のチェックをすり抜けていた。

# 今回報道された治療用装具の療養費の不正事例

報道による不正事例(再掲)	問題点
(1) 装具業者が首を固定する装具を装って安眠枕を作製していた事例	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安眠枕は治療用の装具でないため、療養費の対象外。</li><li>● 医師の証明内容と作製された装具が一致していない。</li></ul>
(2) 靴店が健康保険でオーダーメイド靴を安く作れると宣伝し、治療用装具を装い、不正に靴を作っていた事例	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本来、医師が治療のために必要と判断し、医師の指示に基づいて、作製するが、医師の診断・指示の前に靴店が保険適用を判断し、作製しており、医師の指示が後付けになっている。</li><li>● 治療上、真に必要でない可能性がある。</li></ul>
(3) 治療用装具の療養費は、作製1回につき1足分しか保険請求できないが、2足の靴型装具を販売し、1足分と装った領収書を出していた事例(この業者だけで過去8年間で約1億1700万円分が水増し請求)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本来請求できる金額の倍の値段で請求している。</li><li>● 領収書の不実記載。</li></ul>
(4) 治療用装具として足首のサポーターの購入費が請求されたが、現物を調べると同じサポーターがインターネットで販売されており、保険者への請求額もネット価格より2倍高い額であった事例	<ul style="list-style-type: none"><li>● 義肢装具士による調整や医師の装着確認がなくとも装着できる製品であり、療養費の支給対象として適切でない可能性がある。</li><li>● 療養費の支給対象として適切であったとしても、価格が適正でない可能性がある。</li></ul>

# 治療用装具に係る療養費の不適切な請求事案に関する調査の概要

## (調査内容)

- 治療用装具療養費の請求に関して、保険者において、不正と判断した事案又は不正が強く疑われた事案であって、不支給若しくは減額又は返還請求を行った事案の有無とその対応状況等

## (報告対象)

- 全国健康保険協会の都道府県支部、各健康保険組合、各市町村、各国民健康保険組合、各都道府県の後期高齢者医療広域連合における平成26年4月から調査日(平成29年9月1日)時点までの全ての事案

# 治療用装具に係る療養費の不適切な請求事案の状況

- 今回の調査で、不適切な請求事案があったと回答した保険者は、46保険者(1.4%)
- 今回の調査で、不支給若しくは減額又は返還請求の申請書件数は324件
- 申請書1件当たりの金額は22,354円

	保険者数	事案有の 保険者数	申請書件数	合計金額(円)
全国健康保険協会	47	0	—	—
健康保険組合	1,344	44	322	7,202,295
国民健康保険	1,879	2	2	40,500
後期高齢者医療制度	47	0	—	—
合計	3,317	46	324	7,242,795

- ※ 保険者数は、全国健康保険協会については都道府県支部数、健康保険組合については回答があった保険者数(回収率 96.1%)。
- ※ 健康保険組合以外は、平成29年9月1日時点で現存するすべての保険者から回答あり。
- ※ 合計金額(円)については、一部の申請書において、調査中等につき金額未確定のため、未計上のものがある(申請書件数には計上)。

## (参考) 平成24~26年度の治療用装具療養費(医療費)の支給状況(合計 約1176億円)

健康保険		国民健康保険		後期高齢者 医療制度		合計	
全国健康保険協会	健康保険組合	国民健康保険		後期高齢者 医療制度		合計	
件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	金額 (百万円)
703	21,896	476	16,110	1,199	37,765	3,659	117,554

(注) 「医療保険に関する基礎資料<年次報告>」の各年度版(平成26年12月、平成27年12月、平成28年12月報告:厚生労働省保険局調査課とりまとめ)を基に集計

# 不適切な請求事案の保険者別・都道府県別の内訳

都道府県	健康保険組合				国民健康保険				合 計			
	保険者数	事案有の 保険者数	申請書 件数	合計金額 (円)	保険者数	事案有の 保険者数	申請 書件数	合計金額 (円)	保険者数	事案有の 保険者数	申請書 件数	合計金額 (円)
愛知県	88	18	206	3,812,156	60	0	—	—	150	18	206	3,812,156
東京都	557	17	98	2,869,696	84	1	1	8,208	643	18	99	2,877,904
静岡県	39	4	7	191,124	40	0	—	—	81	4	7	191,124
神奈川県	73	2	7	169,851	39	0	—	—	114	2	7	169,851
京都府	26	1	2	108,823	37	0	—	—	65	1	2	108,823
岐阜県	12	1	1	50,512	44	0	—	—	58	1	1	50,512
茨城県	7	0	—	—	46	1	1	32,292	55	1	1	32,292
大阪府	162	1	1	133	59	0	—	—	223	1	1	133
合計	1,344	44	322	7,202,295	1,879	2	2	40,500	3,317	46	324	7,242,795

※ 保険者数は、回答があった保険者数。健康保険組合以外は、平成29年9月1日時点で現存するすべての保険者から回答あり。

※ 全国健康保険協会及び後期高齢者医療広域連合は事案無のため内訳には記載していない。

※ 保険者数の合計は、事案無の都道府県、全国健康保険協会(各県1)及び後期高齢者医療広域連合(各県1)を含むため、表の各県の保険者数の和と保険者数の合計は一致しない。

※ 合計金額(円)については、一部の申請書において、調査中等につき金額未確定のため、未計上のものがある(申請書件数には計上)。

## 不適切な請求事案の装具の名称別の状況①

	名称	申請書件数	内訳		
			オーダーメイド	既製品	内訳不明
1	足底装具	132	129	3	0
2	靴型装具	34	34	0	0
3	膝装具	31	11	20	0
4	短下肢装具	30	12	18	0
5	指装具	7	5	2	0
6	頸椎装具	6	2	4	0
7	手背屈装具	5	3	2	0
8	治療用眼鏡	5	5	0	0
9	弾性着衣	5	0	5	0
10	肩装具	4	3	1	0
11	肘装具	4	1	3	0
12	腰椎装具	3	3	0	0
13	仙腸装具	2	1	1	0
14	側彎矯正装具	1	1	0	0
15	長対立装具	1	1	0	0
16	胸椎装具	1	0	1	0
17	長下肢装具	1	0	1	0
18	名称分類不明	53	14	13	26
	合計	325	225	74	26

※ 申請書件数については、1の申請書で2種類の不適切な内容が見られた事例があり、装具ごとにそれぞれ件数を計上したことから、合計の件数は、実際の申請書件数より1件多い。

※ 名称分類不明のもの以外の装具については、調査回答票の記載の中で既製品であることが明らかでないものは、すべてオーダーメイドとして計上した。

## 不適切な請求事案の装具の名称別の状況②

- 不適切な請求事案の発生割合は、靴型装具が圧倒的に多い。

	装具の名称	3年間の支給件数の推計(千件) (A)	平成28年10月の支給割合 (B)	不適切な請求事案の申請書件数 (C)	不適切な請求事案の発生割合 (C/A)	平成28年10月の平均金額(円) (D)
1	靴型装具	26	0.7%	34	0.129%	84,204
2	足底装具	742	20.3%	132	0.018%	27,738
3	仙腸装具	14	0.4%	2	0.014%	17,580
4	肘装具	30	0.8%	4	0.014%	33,411
5	指装具	63	1.7%	7	0.011%	10,011
6	長対立装具	11	0.3%	1	0.009%	16,974
7	短下肢装具	440	12.0%	30	0.007%	35,958
8	膝装具	464	12.7%	31	0.007%	29,238
9	長下肢装具	17	0.5%	1	0.006%	147,861
10	肩装具	72	2.0%	4	0.006%	33,397
11	頸椎装具	108	3.0%	6	0.006%	20,240
12	弾性着衣	93	2.5%	5	0.005%	25,073
13	側彎矯正装具	25	0.7%	1	0.004%	103,667
14	手背屈装具	139	3.8%	5	0.004%	10,196
15	治療用眼鏡	169	4.6%	5	0.003%	31,528
16	腰椎装具	656	17.9%	3	0.000%	30,705
17	胸椎装具	478	13.1%	1	0.000%	43,079
18	名称分類不明	-	-	53	-	-
19	その他	110	3.0%	0	-	-
	合計	3,659	100%	325	0.009%	32,299

※ 3年間の支給件数の推計(A)は、平成24～26年度の支給件数(3,659千件)に平成28年10月の支給割合(B)を乗じたもの

※ 平成28年10月の支給割合(B)及び平均金額(D)は、同月実績(国民健康保険・後期高齢者医療制度の1/5、全国健康保険協会管掌健康保険の1/2による抽出調査)に基づく推計

# 不適切な請求事案の内容(オーダーメイド)①

	不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
1	請求金額の水増し等	122	料金明細上、必要不可欠と認められない付属品の価格を算定	66	足底装具、短下肢装具、指装具
			料金明細上、製作要素価格を高額なものに振り替えて算定	41	足底装具、靴型装具、短下肢装具、腰椎装具
			料金明細上、現物にはない付属品の価格を付け増して算定	14	足底装具、膝装具、短下肢装具、手背屈装具、肩装具、側彎矯正装具
2	治療を目的としたものと認められないものを請求 (1/3)	106	医師による装具の作製指示又は装着指示前後のレセプトがないなど、日常生活動作の改善や利便性の向上を図るためのものを請求	47	足底装具、靴型装具、膝装具、短下肢装具、指装具、頸椎装具、手背屈装具、治療用眼鏡、長対立装具
			同一傷病に対し、治療用装具(硬性)と日常生活上の必要性による装具(軟性)の2種類を作成して併せて請求	10	各種装具
			屋外用と屋内用などの理由で2足分請求(中には同一の装具でありながら当該2足の装具の採型料をそれぞれ計上しているものもあり)(日常生活の利便性を目的として作製したものとして1具分は不支給)	7	足底装具、靴型装具
			スポーツ活動時に使用する装具を治療用装具として請求	5	足底装具、膝装具

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

## 不適切な請求事案の内容(オーダーメイド)②

不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
2 治療を目的としたものと認められないものを請求 (2/3)	106	障害認定後の装具の請求	5	足底装具、膝装具、短下肢装具
		レセプトに傷病名のない健足側の装具も併せて作製し請求	4	足底装具、短下肢装具
		靴店に医療機関の紹介を受け、当該医療機関で医師の指示書を取得	4	足底装具、靴型装具
		同一傷病で同一装具を屋外用と屋内用などの理由で短期間のうちに再度請求(日常生活の利便性を目的として作製したものとして1具分は不支給)	3	足底装具、短下肢装具
		治療遂行上、他の固定方法でも代用可能であり、必要不可欠とは認められないコルセットやサポーター等の費用を請求	3	膝装具、指装具、肩装具
		医師による装具の作製指示又は装着指示が後付け	3	靴型装具、治療用眼鏡
		リハビリ時や機能訓練時に患部の不安定感を軽減する目的などで装着する装具を治療用装具として請求	2	足底装具、膝装具
		治療上必要でない靴代を併せて請求	2	足底装具

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

## 不適切な請求事案の内容(オーダーメイド)③

不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
2 治療を目的としたものと認められないものを請求 (3/3)	106	市販の靴やサンダルの足底を補正し、補正代のみを請求	2	足底装具
		足底装具で十分な患者に対して靴型装具を作製し請求	2	靴型装具
		日焼け防止のための装具を治療用装具として請求	1	肩装具
		リハビリ治療終了後の日常生活用の装具を治療用装具として請求	1	靴型装具
		加齢による腰痛軽減のための装具を治療用装具として請求	1	仙腸装具
		障害者用の補装具の作製後、耐用年数に達していないことから、治療用装具として請求	1	短下肢装具
		健常者である家族用の眼鏡とオプションレンズの作製費用を併せて請求	1	治療用眼鏡
		熱傷の患者に対して肘装具を4具作製し請求	1	肘装具
		仕事上の疼痛軽減のために使用する装具を治療用装具として請求	1	指装具

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

## 不適切な請求事案の内容(オーダーメイド)④

	不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
3	領収書の不実記載	15	屋外用と屋内用などの理由で2具以上作製したにもかかわらず1具作製したのとして領収書を発行 *すべての事例で製作要素価格の振り替え等、積算金額の水増しが見られる。	15	足底装具、靴型装具
4	現物が請求内容と相違	5	市販の既製靴を加工し、足底装具を付加したものを靴型装具として請求	2	靴型装具
			市販の靴を加工したものを足底装具として請求	1	足底装具
			扁平足障害の患者のための靴型装具であるにもかかわらず実際に作製していたのは婦人用パンプスであった	1	靴型装具
			医師の作製指示は硬性装具であるのに対して実際に作製した装具は軟性装具であった	1	腰椎装具
5	支給対象外のものを請求	2	支給対象外の装具のカバー代を併せて請求	1	頸椎装具
			遠視性乱視の患者であるが、医師の指示書の傷病名は経線弱視となっており、小児弱視の治療用眼鏡として請求	1	治療用眼鏡
	全体	250	全体	250	

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

## 不適切な請求事案の内容(既製品)①

	不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
1	市販価格と比較して不当に高額な請求	61	料金明細上、採寸を行っていない、もしくはS・M・Lのサイズを選択するためだけの簡単な採寸しか行っていないにもかかわらず採寸料を算定	33	膝装具、短下肢装具、指装具、手背屈装具、肩装具、肘装具
			料金明細上、既製品であるにもかかわらず採型料を算定	8	足底装具、膝装具
			料金明細上、必要不可欠と認められない付属品の価格を算定	7	膝装具、短下肢装具
			料金明細上、現物にはない付属品の価格を付け増して算定	5	膝装具、頸椎装具、胸椎装具
			料金明細上、製作要素価格を高額なものに振り替えて算定	1	足底装具
			料金明細上、既製品本体の価格に含まれる付属品の価格を2重に算定	1	膝装具
			その他市販価格の2～5倍の金額であるなど市販価格と比較して不当に高い金額で請求	6	膝装具、短下肢装具、頸椎装具、手背屈装具

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

## 不適切な請求事案の内容(既製品)②

	不適切請求の内容	申請書 件数	具体的な内容	申請書 件数	装具の名称
2	治療を目的としたものと認められないものを請求	16	医師による装具の作製指示又は装着指示前後のレセプトがないなど、日常生活動作の改善や利便性の向上を図るためのものを請求	5	足底装具、短下肢装具、弾性着衣、肘装具
			医師による装具の作製指示又は装着指示が後付け	4	短下肢装具、弾性着衣
			簡易なサポーターであり、療養費として支給することが適当でない製品を請求	3	膝装具、短下肢装具
			スポーツ活動時に使用する装具を治療用装具として請求	2	短下肢装具、肘装具
			装具本体ではなく装具本体に取り付ける既製品の部品代を請求	1	足底装具
			障害認定後の患者であるが、請求患者自身が補装具としての申請の手間等を嫌がり、既製品の治療用装具として請求	1	短下肢装具
3	現物が請求内容と相違	3	治療用でない既製品の靴の購入費用を治療用装具として請求	2	短下肢装具、長下肢装具
			弾性着衣の装着指示にかかわらず、膝装具の領収書を添付して請求	1	膝装具
4	支給対象外のものを請求	3	診療報酬上で評価されている頸椎捻挫や腰痛症の処置時に使用した簡易なコルセットの費用を療養費として請求	2	頸椎装具、仙腸装具
			診療報酬上、手技料に含まれる骨折や捻挫などの処置時に使用したサポーターの費用を療養費として請求	1	短下肢装具
	全体	83	全体	83	

※ 1の申請書について、不適切な請求内容が複数あるものについては、それぞれの内容について計上

※ 名称分類不明のものについては、オーダーメイド・既製品の内訳が不明のものについては、集計から除外

### 3. 改善方法(案)

**I 手続きの明確化**

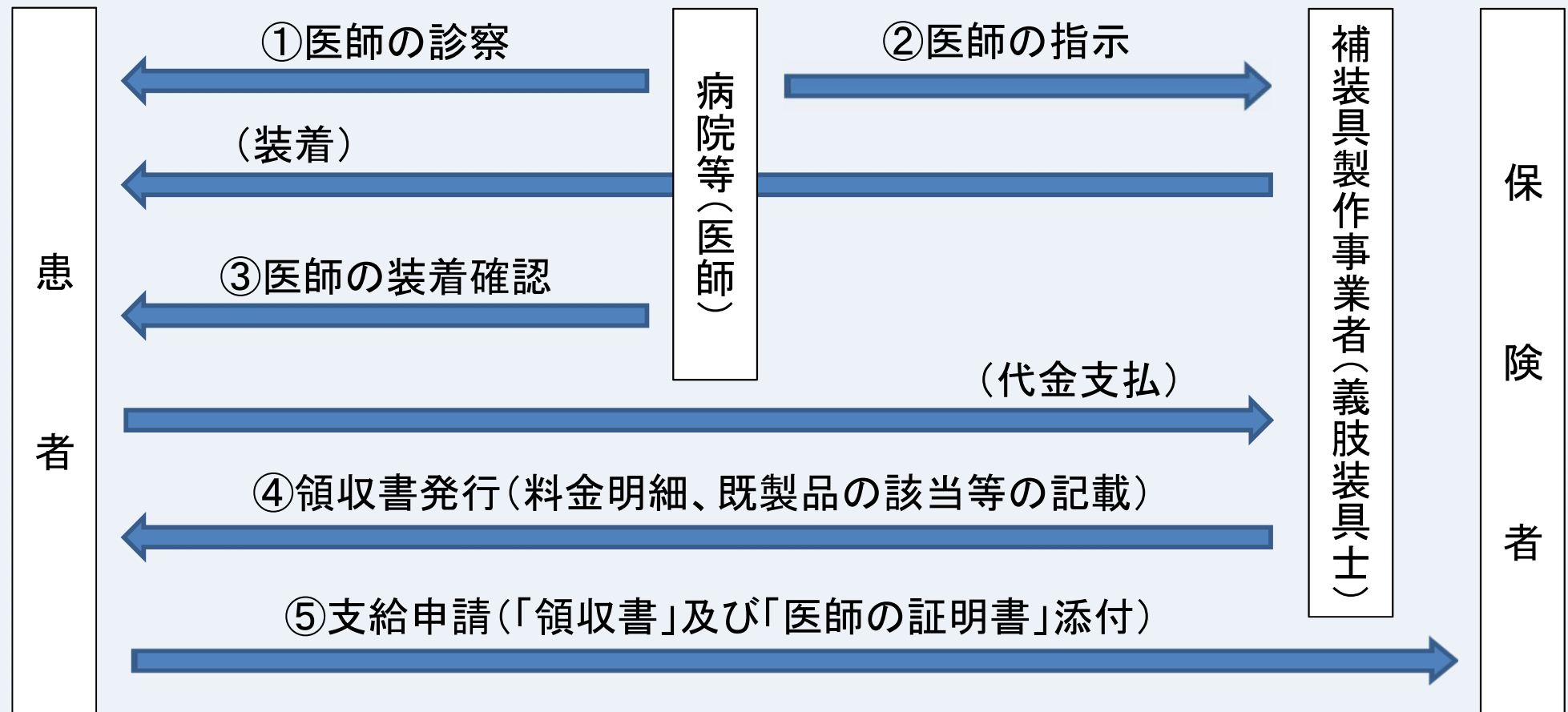
**II 現物写真の添付**

**III 既製品のリスト化**

# I 手続きの明確化①

- 治療用装具について、具体的な取扱いを通知に記載し、療養費の支給申請に係る手続きの明確化を図る。(ホームページにも掲載し周知を図る。)

## 【支給申請までの流れ】



## I 手続きの明確化②

- ① 医師(保険医)が診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- ② 医師(保険医)の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。  
※医師の指示の前に採型・採寸又は購入した場合は療養費の対象とならない。
- ③ 医師(保険医)が治療用装具の装着(適合)を確認する(弾性着衣等を除く)。  
※医師による「証明書」(治療上の必要、装着の確認)の発行
- ④ 被保険者(患者)から事業者への治療用装具代金の支払い  
事業者による「領収書」の発行(次の内容を領収書に記載(又は別添))
  - ・料金明細(名称、採型区分・種類等別の価格)
  - ・オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名)  
※保険者は、必要に応じて、領収書の発行事業者装具の製品名や仕様等が確認できる資料(取扱説明書やカタログの写し等)を求める。
  - ・治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名
- ⑤ 被保険者から保険者への療養費の支給申請  
※支給申請書に「領収書」及び「医師の証明書」を添付

## Ⅱ 現物写真の添付

- 治療用装具に係る療養費の支給申請にあたり、保険者が支給の適否を判断するため、被保険者(患者)に対して、治療用装具の現物写真の添付を求める。
  - ※ 今回の調査で確認された不適切な請求事案のうち、4分の1程度については、予め又は申請後に現物写真を求め、確認手段の一つとして活用していた。
  
- すべての治療用装具について、現物写真の添付を求めた場合、被保険者(患者)や保険者の負担が大きいと考えられるため、今回の調査において不適切な請求事案の発生割合が高く、かつ、平均金額が高い靴型装具について、原則、現物写真の添付を求める(被保険者(患者)の事情等により、保険者が困難と認める場合を除く。)こととする。
  - ※ 対応後の状況を見ながら、さらに検討
  - ※ 現状、すべての支給申請に予め現物写真の添付を求めている保険者があり、引き続き、保険者の判断で、必要に応じて、被保険者(患者)に現物写真を求めることは差し支えない。

## Ⅲ 既製品のリスト化

### (問題点)

- 治療用装具として足首のサポーターの購入費を請求
  - 同じサポーターがインターネットで販売(既製品)
    - 義肢装具士による調整や医師の装着確認がなくとも装着できる製品であり、療養費の支給対象として適切でない可能性
  - インターネットの価格より2倍高い額で請求
    - 療養費の支給対象として適切であったとしても、価格が適正でない可能性

### (対応)

- 領収書に既製品の該当等の記載(Ⅰ 手続きの明確化)
- 既製品について、引き続きリスト化を進める。
- リスト化の上で、既製品の適正な基準価格の設定方法の検討

## (参考) 治療用装具に係る既製品のリスト化について

### 現状と背景

- 治療用装具に係る療養費は、「治療用装具の療養費支給基準について」(S36.7.24保発54号)において「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(H18.厚生労働省告示528号)別表1「購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとされている。
- この「購入基準」は、支給額を算定する場合の基準であって、支給対象装具の範囲までも示したものではない。
- 最終的には、保険者判断により支給することが可能となっているが、償還の対象となるかどうか判断が分かれるケースが散見される。
- 療養費支給の対象となる治療用装具は、オーダーメイドで製作されたものが基本であるが、疾病または負傷の治療遂行上必要な範囲のものであれば、既製品であっても保険者判断により療養費を支給することが可能となっている。
- 近年既製品に係る申請が増加しているが、「購入基準」はオーダーメイドを念頭に作られており、既製品に関する基準ではないことから、既製品に関しては、療養費の支給対象となるかどうか特に曖昧になっている。



- 療養費の支給に係る既製品の扱いについては、保険者の対応においても差があるとの指摘があり、一定の基準を満たす既製品をリスト化することで、支給決定の円滑化に資することが期待される。



療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品をリスト化